



## LEGAL UPDATE

2022年12月

### マネーロンダリング防止法の施行細則を定める政令草案

マネーロンダリング防止法第14/2922/QH15号（「マネーロンダリング防止法」）が2023年3月1日から施行されることに伴い、政府は、2022年12月2日、マネーロンダリング防止法の施行細則を定める政令草案（「本政令案」）をウェブサイトに公表し、パブリックコメントを募集している。本稿では、本政令案の主要な内容を紹介すが、本政令案の内容変更があり得る点にご留意いただきたい。

#### 1. マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価の原則

マネーロンダリング防止法によれば、ベトナム国家銀行は、マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価を5年ごとに実施するための主要な責任を負うと規定している<sup>1</sup>。本政令案では、マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価の原則の具体的な内容を規定している。すなわち、カントリーリスク評価の原則は、(1) マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価については、その国のマネーロンダリングリスクのレベルを判断する必要がある、(2) マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価の結果は、対応する反マネーロンダリングポリシーを随時策定・更新するために使用され、(3) マネーロンダリングに関するカントリーリスク評価は、法的規制に基づいて実施される、とされた<sup>2</sup>。

#### 2. 異常に大規模な、または複雑な価値を有する取引

マネーロンダリング防止法は、異常に大規模な、または複雑な価値を有する取引はベトナム国家銀行に監督される必要があると規定する<sup>3</sup>。本政令案は、▽異常に大規模な取引とは、顧客の通常の収入または取引額を超える取引、▽複雑な価値を有する取引とは、取引の本質に適合しない方法で実施される取引をいい、具体的には、不必要な多数の中間当事者や多数の口座を通じて実施される取引、同一名義人の異なる地理的範囲における異なる口座間で実施される取引、その他異常であり、報告対象による厳格な監督が必要とみなされる取引等が含まれる、とされた<sup>4</sup>。

#### 3. 取引遅延措置の適用根拠

マネーロンダリング防止法に基づき、報告対象は、ブラックリスト取引の関係者である疑義がある場合、覚知事由がある場合、又は権限を有する当局の要求がある場合は、国家銀行に対して直ちに取引遅延措置の適

<sup>1</sup> マネーロンダリング防止法7条1項

<sup>2</sup> 本政令案3条

<sup>3</sup> マネーロンダリング防止法20条1項a号

<sup>4</sup> 本政令案7条

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



用を求めるものとされた<sup>5</sup>。本政令案は、ブラックリスト取引の関係者である疑義がある、または覚知事由の根拠として、以下の通り規定する。

- (i) ブラックリスト組織および個人が保有する情報に含まれる、報告対象と取引のある個人および組織の場合。
- (ii) 報告対象と取引のある組織および個人が、ブラックリストに掲載されている組織および個人が保有する情報と部分的に一致する情報を有する場合。この場合、報告対象は収集した情報に基づき、テロ、テロ資金供与・拡散、大量破壊兵器の拡散資金調達に関与する組織または個人であることが確からしい場合をいう<sup>6</sup>。

ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

---

<sup>5</sup> マネーロンダリング防止法 44 条 1 項

<sup>6</sup> 本政令案 11 条 1 項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.